

【お詫び】配信が遅れまして、誠に申し訳ございません。

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 9月の主な成立法令一覧
3. 9月の主な発刊書籍一覧(私法)
4. 9月の主な発刊書籍一覧(公法・その他)
5. 発刊書籍

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 福岡高判平成19年2月22日 判時1972号158頁

平成18年(ホ)第406号 不当利得返還請求控訴事件 取消(上告)

債権者への取立委任がなされた上で債権者に交付されていた商業手形が、その後債権担保のために当該債権者に譲渡され、さらにその後日、債務者の民事再生手続開始申立に関連する保全処分・監督命令発令後に取立委任の手形面上の記載が抹消され、債権者が支払呈示して手形金の支払を受けことに対し、抹消行為が担保の提供であり、保全処分・監督命令に違反して無効であるとして不当利得返還請求がなされた事案において、手形債権は譲渡契約締結の時点で譲渡担保として債権者に移転したものであると見做すべく、その後になされた抹消行為は同契約に基づく手形面上の処理が事実行為としてなされたに過ぎず、これにより手形債権が譲渡されたものではないとし、債権者による手形金の取立及び弁済の充当は債務者との関係で不当利得とはならない、と判示された事例。

(2) 東京地判平成18年4月17日判タ1235号231頁

平成15年(ワ)第7460号 損害賠償請求事件(請求棄却・控訴)

本件は、原告らが、被告の発行する雑誌(フォーブス)に掲載された株式会社エンジェルファンドネットワーク(以下「AFN」という。)とのフランチャイズ契約(AFNが顧客に対し、高金利での融資先を斡旋して融資等の手続きを代行し、その対価として顧客がAFNに対し一定のロイヤリティを支払うことを内容とするもの)に関する広告(以下「本件広告」という。)を読み、AFNとフランチャイズ契約を締結してAFNの紹介する融資先に融資を行ったが、当該広告内容が虚偽(融資先の大半がペーパーカンパニーで、融資金はAFN等に還流される仕組み)であったため、融資金相当額などの損害を受けたとして、フォーブスの発行者である被告に対し、[1]債務不履行責任(雑誌の発行者である被告と雑誌の購読者である原告らとの間で雑誌の記事内容等雑誌の商品価値を保証する旨の黙示の契約が締結されているところ、被告は情報の真実性を十分検討せず、内容虚偽の本件広告を掲載した)又は[2]不法行為(本件広告に記載されたシステムは出資法に違反しており、被告は、本件広告内容等から、読者に不測の損害を及ぼすおそれがあることを予見し得たにもかかわらず、その広告内容の真実性について調査確認する義務を怠る等した)に基づく損害賠償を請求した事案である。本判決は、[1]債務不履行責任については、原告らと被告との間では、直接、雑誌の売買契約が成立していないことを前提として、特段の事情がない限り、原告らの主張するような契約の成立は認められないとしてこれを否定した。そして、[2]不法行為責任についても、雑誌の発行者は広告内容を決定するものではなく広告内容について第1次的責任を負わないこと、雑誌の発行者が広告内容について詳細な調査をすることは困難であることなどから、原則として、掲載した広告内容について責任を負わないとした上で、例外的に、広告内容が虚偽であることが読み取れるなど、広告内容の記載自体から、広告内容の真実性に疑念を抱くべき特段の事情があり、虚偽の広告内容を雑誌の読者らに提供することによって不測の損害を及ぼすことを予見し、又は予見し得た場合に限り、広告内容の調査確認を行った上、虚偽広告を読者らに提供しないようにする義務があるとした。その上で、本件では、広告に記載されたシステムの内容には一応の合理性がある等とし、上記特段の事情があり読者らに不測の損害を及ぼすおそれがあることを予見し又は予見し得たと認めることはできないとして、被告の責任を否定した。

(3) 大阪地判平成18年8月29日 判タ1235号282頁

平成18年(ワ)第623号 遺言無効確認請求事件(請求棄却・確定)

本件は、自筆証書遺言について、[1]日付が「平成二千年一月十日」と記載されていること、及び[2]2か所につき加筆があるにもかかわらず変更の場所に押印をしていない等民法968条2項所定の方式がとられていないことを理由に、その効力が争われた事案である。[1]については、原告は、「平成二千年」という日付は存在し得ないので、作成日の記載がないものと同視すべきであるとしてその効力を争ったが、本判決は、民法968条1項が日付の自署を要求した趣旨は、日付が遺言能力の有無を確定する基準になること、互いに抵触する内容を持つ遺言書が複数存在する場合に、日付が遺言の先後を決定する基準になることであると指摘した上で、暦日の明記がなくとも、暦上の特定の日を表示するものといえるような記載があれば日付の記載を欠くものとは言えないとし、本件の記載は「西暦2000年」あるいはこれに対応する「平成12年」と表示するものとして記載されたと認めるのが相当であるので、作成日の記載のない遺言書と同視し同条所定の自筆証書遺言の方式を欠くものということではできず有効であるとした。また、[2]についても、民法968条2項が加除その他の変更の方式を定めている趣旨は、遺言者自身による加除その他の変更であることを担保することであると指摘した上で、2か所の加筆はいずれも加筆前の遺言内容を実質的に変更するものではないから、遺言者の意思を確認するについて支障がなく、加筆部分や上記遺言自体が無効になるものではないと判示した。

【商法】

(4) 東京地決平成18年6月30日 判タ1220号110頁

平成18年(ヨ)第20058号 募集新株予約権発行差止仮処分命令申立事件(認容・確定)※サ
ンテレホン募集新株予約権発行差止事件

東京証券取引所第一部等に上場する債務者の募集新株予約権の発行について、その払込金額が特に有利な金額による発行であるのに株主総会の特別決議を経ないため、会社法240条1項、238条2項及び3項2号並びに309条2項6号の規定に違反するなどとして、債務者の株主がその発行の仮差止めを求めた事案について、本決定は、公正な払込金額（現在の株価、行使価額、行使期間、金利、株価変動率等の要素をもとにオプション評価理論に基づき算出された募集新株予約権の発行時点における価額）と取締役会が決定された払込金額を比較し、後者が前者を大きく下回る場合は、原則として、募集新株予約権の有利発行に該当すると解すべきとした上で、本件募集新株予約権の公正な価額の算定においては二項格子モデル（将来の任意の時点の株価が一定の確率で高低いずれか二つの値をとることを前提とし、基準日の株価に株価変動率を考慮して将来の株価分布を作成し、各時点の株価と新株予約権の発行条件に応じて行使価額を設定した上で当該時点における新株予約権の価値を算出し、行使期間の最終日における新株予約権の価値から順次逆算することにより発行時の新株予約権の価値を算定する方法）を評価理論として採用することは不合理でないとしながら、債務者がその算定に際し本件募集新株予約権に取得条項が付されていることを考慮し、債務者の取締役会が権利行使期間の初日に取得日を定める決定をすることを前提として、価額を低くする修正を加えた点については、そのような決定をしては債務者の資金調達目的（本件募集新株予約権の発行目的は社債の償還費用としての借入金の返済に充てることにあった）を達成できなくなる等のことからすれば、債務者が取締役会において現実に行使期間の初日に取得日を定める可能性が高いとはいえないため、そのような前提で定められた本件募集新株予約権の払込金額は公正なオプション価額を大きく下回り、有利発行と認められるとして、申立てを認容した。

(5) 東京地判平成18年7月6日 金法1811号68頁

平成16年(ワ)第3513号 譲受債権請求事件

信用組合において、理事長とともに信用組合を代表する専務理事が、貸出案件について、部・店長の起案した稟議書及びその添付書類に基づいて審査部が行った審査をさらに審査することによって、最終的な理事長の判断を補佐する仕組みが取られている場合、専務理事としての融資を行うべきか否かの判断は、当該融資によって信用組合が得る利益と負担するリスク等を総合的に判断して行うべきものであって、そこには、専門的な評価・判断を行う経営判断事項として一定の裁量が認められるべきであるが、このような裁量の存在を前提としても、当該判断が、当時の具体的状況下における理事の判断として著しく不合理なものであるときには、当該理事は、善管注意義務及び忠実義務に違反するものとして、信用組合に対して損害を賠償する責任を負うと解すべきであるとし、専務理事の善管注意義務及び忠実義務違反を肯定した事例。

【知的財産】

(6) 東京地判平成17年12月20日 判タ1220号239頁

平成17年(ワ)第8928号 商標権侵害差止等請求事件（一部認容・確定）

時計等について「CARTIER」（原告商標）の商標権を有する原告が、原告が販売した腕時計等にダイヤモンドを付すなどの加工をし販売していた被告に対し、商標権侵害を理由として原告商標を付した製品の譲渡等の差止め及び廃棄を請求するとともに2億円の損害賠償を請求した事案において、被告製品は、原告製品を加工したものであり、原告商標又はこれに類似する商標が付されているから、被告製品の譲渡、引渡しまたは譲渡若しくは引渡しのための展示は、原告の商標権を侵害すると判断し、被告は原告製品の品質にも影響を及ぼす変更を施したものであり、原告商標の出所表示機能及び品質保証機能を害するものといわざるを得ないとして、被告製品の譲渡の行為は、原告製品を加工したことをもって違法性を欠くことにはならないと判断し差止めを認容した。その上で、損害賠償請求については、売上金額から仕入原価、広告費用および加工費用を侵害品である被告製品の販売のみのために直接要した変動費として控除した額を認容した。

(7) 東京地判平成19年8月29日 裁判所HP

平成18年(ワ)第15552号 著作権損害賠償等請求事件

チャールズ・チャップリンが監督等を務めた本件9作品につき、原告の許諾を得ずに複製した商品を全国各地の書店等に頒布した事案で、著作権存続期間満了の有無が争点となった。

本件9作品は、いずれもチャップリン個人が著作権者としてクレジットに表示されていることができ、旧法6条の団体の著作権主義で発行又は興行された著作物ということではできない。チャップリンは1977年12月25日に死亡したので、旧法3条及び52条1項の規定による存続期間は、1978年1月1日から起算して（旧法9条）38年間となり、いずれも著作権の存続期間は満了していないと認められる、として、販売価格の25パーセント相当額をライセンス料率として算定した1053万8000円の損害賠償を認定した。

(8) 東京地判平成19年9月13日 裁判所HP

平成19年(ワ)第6415号 著作権損害賠償請求事件

多数の漫画単行本を裁断し、スキャナーを用いて読み取った画像ファイルを、ウェブサイトを通じて不特定多数の者に自動公衆送信が可能な状態にし、かつ実際に自動公衆送信を行った被告らに対し、漫画家である原告らが著作権（公衆送信権）の侵害に基づく不法行為による損害賠償を求めた事案。

被告ネットカフェ及び被告SSKは本件侵害行為に使用されるインターネット・ブロードバンド回線や必要なシステムを被告L及び被告Mに提供することによって本件侵害行為を助助したというべきであり、共同不法行為責任を免れない、として、著作物の漫画単行本を電子書籍化した場合の想定販売価格（税別）の35パーセントを相当な使用料率として算定した200万円の損害賠償を認定した。

【民事手続】

(9) 最二判平成19年3月30日 判時1972号86頁

平成17年(受)第1793号 離婚等請求本訴、同反訴事件 一部破棄差戻、一部上告棄却

離婚の訴えに付帯して、別居後離婚までの期間における子の監護費用の支払を求める申立をすることの適否が問題となった事案において、当該申立は人事訴訟法32条1項所定の子の監護に関する処分を求める申立として適法なものであるということが出来るから、当該

申立の当否について審理判断しなければならないものというべき、と判示された事例。

(10) 最二決平成19年8月23日 最高裁HP
平成19年(許)第18号 文書提出命令に対する抗告審の変更決定に対する許可抗告事件(破棄自判)

介護サービス事業者Xが、Yの代表者であるAを被告として、同人はXの取締役であったのに、競争禁止義務に違反して、Yを設立してXの営む事業と同じ介護サービス事業を開始し、Yの従業員を違法に引き抜くとともに、Yの顧客名簿を利用し、Yに関する虚偽の風説を流布するなどして不正に顧客を奪ったと主張して、不法行為に基づく損害賠償を求める本案訴訟において、Xが、奪われた顧客の特定及び損害額の確定のために必要があるとして、Yが所持する介護給付費等の請求のために審査支払機関に伝送する情報を利用者の個人情報を除いて一覧表にまとめた文書(以下「本件リスト」という。)について、文書提出命令を申し立てた事案で、同文書は民訴法220条4号二所定の「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に当たらないとされた事例
(理由)

本件リストは、相手方が指定居宅サービス事業者として介護給付費等を審査支払機関に請求するために必要な情報をコンピューターに入力することに伴って、自動的に作成されるものであり、その内容も、介護給付費等の請求のために審査支払機関に伝送される情報から利用者の生年月日、性別等の個人情報を除いたものにすぎず、審査支払機関に伝送された情報とは別の新たな情報が付加されているものではなく、介護給付費等の請求のために審査支払機関に伝送した情報の請求者側の控えというべき性質のものにほかならない。そうすると、本件リストに記載された内容は第三者への開示が予定されていたものということができ、本件リストは、民訴法220条4号二所定の「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に当たらないというべきである。

(11) 高松高判平成19年2月22日 判タ1235号199頁
平成17年(ネ)第400号、平成18年(ネ)第192号 損害賠償請求控訴、同附帯控訴事件(控訴棄却、附帯控訴につき原判決変更・確定)

本件は、甲が自動車に乗車中、自動車の横転等で甲が死亡したという交通事故に関し、甲の父母であるXらが自動車の保有者であるYに対し、自賠法3条本文に基づき、総損害額の一部の支払いを求めた事案である。第1審判決は、Yの責任を認め、Xらの総損害額は一部請求額を超えているとして請求を全部認容した。これに対し、補助参加していたZ(自賠責保険会社)が控訴し、Xらも、原審認定の損害額全額の支払いを求めるため附帯控訴して請求を拡張したところ、Yは、Xらの訴えの提起は残部について時効を中断せず、Xらの拡張請求は3年の消滅時効が完成しているとして、消滅時効の抗弁を主張した。本判決は、Xらの訴えを、事故により被った損害項目毎の損害額とその総額を明示した上、全損害項目につき数量的な一部を訴訟物として明示して請求する明示的一部請求訴訟であるとした上で、同訴訟の場合における訴えの提起による消滅時効中断の効力は、明示した一部についてのみ生じるとし、時効完成前に残部につき請求を拡張すれば、残部についての時効は、拡張書面を裁判所に提出したときに中断するとした。その上で、Xらが附帯控訴により残部請求(拡張請求)をしたのは消滅時効期間経過後であるから、時効中断事由である催告が認められない限り、残部請求(拡張請求)の消滅時効は完成していることになるが、本件は、訴訟提起の段階では、事案の内容や予想される争点、それまでの交渉経過等に鑑みて一部請求とされたものであって、特段損害費目を特定して請求額を限定したのではなく、当初から、交通事故によって被った全損害額について損害賠償請求権を有することを主張しており、その内容及び額につき主張立証していること、1審判決の結果等から予想される最終的な認容額に対応して請求を拡張することも視野に入れており、相手方もそれを容易に予測することが出来る状況であったこと等の事実関係を認定し、残部についての民法153条の催告が継続していたものというべきであると判断して、Zの控訴を棄却し、Xらの拡張請求を一部認容した。

(12) 大阪地判平成18年10月25日 金法1813号46頁
平成16年(行ウ)第146号 源泉徴収納付義務不存在確認請求事件
破産者は、破産債権に対する配当及び財団債権に対する弁済について、所得税法の規定に従い、当該弁済及び配当に係る所得税を徴収し納付する義務を負い、その徴収及び納付は破産管財人の権限に属するというべきである。

【刑事法】

(13) 最三判平成19年9月18日 裁判所HP
平成17年(あ)第1818号 広島市暴走族追放条例違反被告事件
広島市暴走族追放条例(平成14年広島市条例第39号)16条1項1号、17条、19条は、本条例の全体から読み取ることができ趣旨、本条例施行規則の規定等を総合し、本条例が規制の対象としている「暴走族」が、暴走行為を目的として結成された集団である本来的な意味における暴走族の外には、服装、旗、言動などにおいてこのような暴走族に類似し社会通念上これと同視することができる集団に限られるものと解され、本条例による中止・退去命令を発し得る対象も、被告人に適用されている「集会」との関係では、本来的な意味における暴走族及び上記のようなその類似集団による集会が、本条例16条1項1号、17条所定の場所及び態様で行われている場合に限定されると解され、このように限定的に解釈すれば、本条例16条1項1号、17条、19条の規定による規制が、広島市内の公共の場所における暴走族による集会等が公衆の平穩を害してきたこと、規制に係る集会であっても、これを行うことを直ちに犯罪として処罰するのではなく、市長による中止命令等の対象とするにとどめ、この命令に違反した場合に初めて処罰すべきものとするという事後的かつ段階的規制によっていること等から、その弊害を防止しようとする規制目的の正当性、弊害防止手段としての合理性、この規制により得られる利益と失われる利益との均衡の観点に照らし、最高裁昭和44年(あ)第1501号同49年11月6日大法廷判決・刑集28巻9号393頁、最高裁昭和61年(行ツ)第11号平成4年7月1日大法廷判決・民集46巻5号437頁の趣旨に徴しても、いまだ憲法21条1項、31条に違反するとまではいえないとした事例。

(14) 広島地判平成18年7月4日 判タ1220号118頁
平成17年(わ)第1355号、平成18年(わ)第254号 強制わいせつ致死、殺人、死体遺棄、出入国管理及び難民認定法違反被告事件(有罪・控訴)※広島女児殺害事件

本邦に不法に入国、在留していたペルー国籍の被告人が、当時7歳の女兒(被害児童)に強制わいせつ行為をして殺害した上、その死体を遺棄した事件において、公判前整理手続により、核心的争点として(1)致死行為の態様及び殺意の有無、(2)わいせつ目的の有無、(3)犯行場所並びに(4)被告人の責任応力の有無の4点に整理された上で審理がなされた結果、本判決は、(1)ないし(3)については、被告人が、犯行当日、下校途中の被害児童と出会い言葉を交わすうちに被害児童に対し劣情を有するに至り、被告人方アパートなどに被害児童を連れ込んで強制わいせつ行為におよんだが、これに前後して、わいせつ目的を遂げ、あるいは、犯行の発覚を免れるために、確定的殺意をもって被害児童の頸部を圧迫して窒息させたとの限度で事実を認定し、(4)については、犯行当時被告が完全責任能力を有していたことを認めたと、量刑については検察官が死刑を求刑したのに対し、殺害された被害者の数が単数にとどまる本件について、犯行に計画性がなく衝動的に行われた疑いが払拭できないことや被告人に日本国内においてはもとより、ペルーにおいても前科が見あたらないことが考慮され、無期懲役が言い渡された。

【公法】

(15) 最三判平成19年4月17日 判時1971号109頁

平成18年(行ヒ)第50号 公文書一部非公開処分取消請求事件

非公開情報に該当しない公務員の懇談会出席に関する情報とこれに該当する公務員以外の者の懇談会出席に関する情報とに共通する記載部分がある場合、それ自体非公開情報に該当すると認められる記載部分を除く記載部分は、公開すべき公務員の本件各懇談会出席に関する情報としてこれを公開すべきである。

(16) 東京高判平成18年8月31日 判タ1235号178頁

平成18年(行コ)第133号 不動産取得税賦課決定処分取消請求控訴事件(控訴棄却・確定)
地方税法73条の14第8項は、公共事業の用に供するため不動産を譲渡した者は、不動産を譲渡した日から2年以内に譲渡した不動産に代わる不動産を取得した場合、不動産取得税の課税標準の算定については、譲渡した不動産の固定資産税課税台帳に登録された価格に相当する額を価格から控除する旨定めているところ(以下「本件特例」という。)、本件は、Y県内に土地を有していたXが公共の事業の用に供するため本件土地をYに譲渡し、代替不動産とした本件建物を取得したのが本件土地の譲渡の日から2年以内であったか否かが争われた事案である。第1審判決は、本件特例の適用される2年の起算日は、譲渡契約締結の日ではなく、代金支払、目的物の引渡し、登記のいずれかが行われた日と解すべきであるとし、本件建物の取得はいずれの日から2年以内にあるとして本件不動産取得税賦課決定を取り消した。これに対し、Yが控訴したところ、本件控訴審判決は、本件特例にいう「譲渡した日」は所有権を移転した日をいうと解すべきであるとし、本件土地売買契約においては所有権移転時期についての明示の規定はないが、引渡日までの危険をXが負うと定められていること等を理由に、本件土地の所有権移転の日を引渡しが行われた日と認めるのが相当であるとして、本件特例の適用を認め、Yの控訴を棄却した。

【社会法】

(17) 静岡地浜松支判平成17年12月12日 判タ1220号193頁

平成16年(ワ)第201号 雇止め無効確認等請求事件(請求棄却・確定)

原告が被告との間で契約期間を1年間とする嘱託社員として労働契約を締結し、以後、労働契約を更新して約11年間継続して勤務していたところ、被告から雇用打ち切りの意思表示をされたため、当該雇用打ち切りの無効を主張し、被告に対し、雇用契約上の権利を有する地位にあることの確認を求めると共に賃金の支払いを求めた事案において、原告の採用が寡婦嘱託制度(未亡人を対象に家族の生活を保障するために雇用する制度)に基づくものであることを前提として、原告が嘱託社員として契約期間1年で採用され、毎年、1年ないしそれ以下の期間が明記された労働契約書を取り交わして更新を繰り返していたこと等から本件嘱託契約は期間の定めのある契約であると解せられ、その特殊な雇用形態からすれば、それが期間の定めのない契約に転化したということも認められず、被告が他の定型嘱託より寡婦嘱託について配慮をしており、寡婦の子供が高校を卒業するまでは雇用が継続されるという例外的取扱いもしており、当時在籍していた寡婦嘱託のうち18歳未満の子供のない寡婦は原告を除いて全て被告の方針に従って退職していることなどから、それ以降継続して雇用されるという原告の期待に合理性があるということもできないとして、本件嘱託契約の終了に、解雇権濫用の法理が類推適用されず、本件嘱託契約は期間満了により終了したと判断され、原告の請求が棄却された。

(18) 東京地判平成19年3月29日 判時1970号109頁

平成14年(ワ)第20737号 配転無効確認等請求事件(棄却・控訴)

北海道、宮城県、山形県、群馬県、新潟県等から首都圏に配転された原告らが、原告らに対する配転は、[1]労働契約による勤務場所及び職種の設定に反する、[2]配転命令権を濫用して行われたものであるなどの理由により無効であるとして、口頭弁論終結時における勤務先で勤務する労働契約上の義務がないことの確認を求めるとともに、不法行為に基づく慰謝料の請求をしたケース。

原告らに対する配転は、被告らが、人件費削減を目的として、業務の大幅な外注委託化と雇用形態等の多様化を内容とする構造改革を立案し、51歳以上の社員に対し、(A)従前の業務の外注委託先となる新会社(賃金は15パーセントから30パーセント減額となる)に移籍して従前と同様の業務を担当するか、(B)被告らに在籍し続けるか、を選択させたことに起因して行われたものである。原告らは、いずれも(B)を選択した結果、被告における担当業務がなくなり、営業職として首都圏に配転された。本判決では、配転の有効性を判断するに際し、被告らが行った構造改革の違法性も問題とされ、原告らは、これが就業規則不利益変更に関する法理や整理解雇の制限に関する法理の潜脱であると主張したが、本判決は、構造改革により会社に引き続き在籍することを選択した社員に不利益が生じることは認めつつも、その選択は原告らの自由意思に委ねられていたとして、就業規則の不利益変更や整理解雇とは場面が異なると判示した。また、[1]高校卒業後、電電公社に採用され、以後、ほぼ地元で勤務していた原告らについて、勤務場所や職種を限定する合意があったといえるかについては、本件では現地採用労働者であるとの原告らの主張は排斥され、[2]被告らがした配転が配転命令権を濫用したものであるかについては、被告らの構造改革により原告らが従事していた職務がなくなっているという事案の

特質に照らせば、業務上の必要性の判断もより緩やかに行われるべきであると判断し、本件配転を有効とした。

【その他】

(19) 公害等調整委員会裁定平成19年3月28日 判時1972号45頁
平成16年(ケ)第3号 富山県黒部川河口海域における出し平ダム排砂漁業被害原因裁定嘱託事件(一部認容,一部棄却)

黒部川に完成された排砂式の出し平ダムにおいて平成3年以降計15回の排砂が実施されたことにつき、排砂により同海域のヒラメ等の魚類や海藻の生育環境が悪化して漁獲量が減少したと主張して、排砂の差止及び損害賠償請求が行われた事案において、受訴裁判所から公害等調整委員会に対して当該訴訟の因果関係に係る争点につき原因裁定の嘱託がなされ、排砂式ダムにおける排砂と河口海域でのワカメ養殖の収穫不振との間には因果関係が認められるが、排砂と河口海域での刺し網漁業の漁獲量変動との間には因果関係が認められないとされた事例。

【紹介済み判例】

最三判平成19年4月24日 判時1971号119頁
平成17年(受)第2126号 損害賠償請求事件
→法務速報73号10番にて紹介済み。

最三決平成19年3月20日 判時1971号125頁
平成18年(許)第39号 再審請求棄却決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件
→法務速報72号28番にて紹介済み。

最一判平成19年4月19日 判時1972号81頁
平成16年(行ヒ)第208号 審決取消請求事件(破棄差戻)
→法務速報72号59番にて紹介済み。

最三判平成19年4月17日 判時1970号32頁
平成18年(受)1026号 保険金請求事件(破棄差戻)
→法務速報72号20番にて紹介済み。

最三判平成19年4月24日 判時1970号54頁
平成18年(受)688号 損害賠償請求事件(破棄差戻)
→法務速報73号9番にて紹介済み。

最一判平成19年4月23日 判時1970号106頁
平成17年(受)1841号 保険金請求事件(破棄差戻)
→法務速報73号19番にて紹介済み。

最二判平成18年6月16日 判タ1220号79頁
平成16年(受)第672号,平成16年(受)第673号 損害賠償請求事件(一部変更して認容額変更,一部棄却)
→法務速報62号14番にて紹介済み。

最二判平成18年6月23日 判タ1220号143頁
平成17年(受)第1192号 預金払戻請求事件(原判決,第1審判決の変更)
→法務速報63号16番にて紹介済み。

最一判平成18年7月13日 判タ1220号138頁
平成16年(行ヒ)第117号 行政文書部分公開決定処分取消等請求事件(一部破棄自判,一部上告棄却)
→法務速報69号44番にて紹介済み。

最一判平成18年7月20日 判タ1220号90頁
平成17年(受)第948号 所有権確認請求事件(破棄,一部差戻,一部控訴棄却)
→法務速報63号28番にて紹介済み。

最二決平成18年8月30日 判タ1220号103頁
平成17年(あ)第2535号 窃盗,出入国管理及び難民認定法違反被告事件
→法務速報65号38番にて紹介済み。

最二決平成18年8月30日 判タ1220号116頁
平成18年(あ)第334号 窃盗被告事件
→法務速報65号39番にて紹介済み。

最三決平成18年8月31日 判タ1220号97頁
平成17年(あ)第2113号 わいせつ略取,強盗強姦,強盗強姦未遂,窃盗,道路運送車両法違反,強姦未遂,強姦,わいせつ略取誘拐被告事件
→法務速報65号40番にて紹介済み。

福岡高決平成18年2月13日 判タ1220号262頁
平成18年(ラ)第16号 競売手続き中止命令に対する即時抗告事件(取消・特別抗告)
→法務速報67号21番にて紹介済み。

2. 9月の成立法令一覧

・成立法令はありません

3. 9月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

・吉田邦彦 信山社 368頁 3360円
家族法(親族法・相続法)講義録

・寺本昌広 商事法務 484頁 4200円
逐条解説 新しい信託法

・内閣府国民生活局編 商事法務 603頁 3780円
逐条解説 消費者契約法〔新版〕

・多賀谷充 同文館出版 156頁 2100円
金融商品取引法 ディスクローチャー制度を中心として . . . ★

・森井英雄 税務経理協会 512頁 3990円
新 監査役の法律と実務

・山野嘉朗 成文堂 384頁 7350円
保険契約と消費者保護の法理

4. 9月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

・柳屋孝安 信山社 176頁 2730円
労働法判例総合解説シリーズ 休憩・休日・変形労働時間制

・内藤 謙 有斐閣 630頁 12600円
刑法理論の史的展開

・大阪弁護士会知的財産法実務研究会編 商事法務 813頁 8190円
知的財産契約の理論と実務

・日弁連法務研究財団編 商事法務 93頁 1260円
法と実務 6

・税務経理協会編 税務経理協会 214頁 2310円
役員給与の最新実務と税務処理 . . . ★

・齊藤 浩 三省堂 432頁 4200円
行政訴訟の実務と理論

・縣・仲地・笹川・中島・柏編著 成文堂 528頁 8400円
憲法諸相と改憲論 吉田善明先生古稀記念論文集

・山本雅子 成文堂 290頁 5775円
実質的犯罪論の考察

・岡村道久 商事法務 354頁 3990円
情報セキュリティの法律

5. 発刊書籍

・金融商品取引法 ディスクローチャー制度を中心として
会計大学院向けのテキストとして構成されているため、金融商品取引法の目的や証券市場の動向など冒頭は総論的な記述であるが、企業内容等の開示に関する改正のポイントや新たな論点についてを主なテーマとして詳細に解説している。財務書類の作成等、実務に即応できる記述・図解も多く、企業の法務担当者にも有用である。

・役員給与の最新実務と税務処理
会社法における役員報酬の位置付けと税務処理についての解説書。座談会形式にて執筆者が論点を挙げ、現行会社法下の役員給与の設計と税制改正の内容についてまとめた後に、事前届出給与・退職金・ストックオプション等の個別の税務処理について詳説している。巻末のQ&A・質疑応答も解かり易く、同族会社等の給与・会計担当者などが実務家に税務相談する際、事前の知識習得マニュアルとして活用できる。

☆配信停止をご希望の方へ
下記のURLから会員ログインを行い、利用登録情報変更画面を開いて
法務速報のチェックを消してください。

<http://www.jlf.or.jp/>

(C) Copyright (財)日弁連法務研究財団
掲載記事の無断転載を禁じます。
